

令和元年台風第19号の被災を踏まえた河川堤防に関する技術検討会

規約

(名称)

第1条 本検討会は、「令和元年台風第19号の被災を踏まえた河川堤防に関する技術検討会」（以下「検討会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本検討会は、近年頻発している施設能力を超える洪水や、今後気候変動により水災害が頻発化・激甚化することが想定されていることを踏まえ、危機管理として河川堤防の強化を実施するために必要な技術的検討を行うことを目的とする。

(委員の任命)

第3条 委員は、有識者等から、水管理・国土保全局長が任命する。
2 検討会は、別表に掲げる有識者等で構成する。

(検討会)

第4条 検討会には座長を置き、検討会に属する委員のうちから、水管理・国土保全局長が指名する。
2 座長は、議長として検討会の議事を整理する。
3 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、検討会に出席してその意見を述べる又は説明を行うことを求めることができる。
4 検討会は、原則として公開で開催する。
5 検討会の配付資料は、国土交通省ホームページに公開することを原則とする。ただし、座長の判断により非公開とすることができる。
6 検討会の議事要旨は、検討会後速やかに作成し、あらかじめ座長に確認の上、国土交通省ホームページに公開するものとする。

(事務局)

第5条 検討会の事務局は、水管理・国土保全局治水課、国土技術政策総合研究所河川研究部河川研究室及び国立研究開発法人土木研究所地質・地盤研究グループ（土質・振動）に置く。
2 事務局は、会議の運営に関する事務その他の事務を処理する。

(雑則)

第6条 この規約に定めるものの他、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

(附則)

この規約は、令和2年2月14日から施行する。

令和元年台風第19号の被災を踏まえた河川堤防に関する技術検討会

委員名簿

岡村 未対 愛媛大学大学院理工学研究科 教授

清水 義彦 群馬大学大学院理工学府 教授

田島 芳満 東京大学大学院工学系研究科 教授

戸田 祐嗣 名古屋大学大学院工学研究科 教授

藤田 光一 公益財団法人 河川財団 河川総合研究所 所長

前田 健一 名古屋工業大学社会工学科 教授

◎山田 正 中央大学理工学部 教授

◎：座長
(敬称略、五十音順)